

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 101 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年名古屋市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「令和 6 年 9 月 1 日」を「令和 6 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。